

厚木市市税条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 5 日

厚木市長

山口貴裕

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第49条第1項第3号中「第29条の6第1項若しくは第2項又は」を削る。

附則第11項の見出し及び同項各号列記以外の部分中「及び第15条の9の3」を「、第15条の9の3及び第15条の11」に改め、同項第1号中「（イを除く。）」を「並びに第15条の11第1項」に改め、同項第2号中「第24項第1号（イのうち出力1,000キロワット未満のものに限る。）及び第3号（ロに限る。）」、「」を「第24項第3号（ロに限る。）及び」に改め、同項第4号中「附則第15条第24項第1号（イのうち出力1,000キロワット以上のものに限る。）及び第4号」を「附則第15条第24項第4号」に改める。

附則中第17項を第18項とし、第13項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

（改修特別特定建築物に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額の手続）

13 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この項において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び当該利便性等向上改修工事に係る部分が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事に要した費用の額
- (7) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

この条例は、公布の日から施行する。